

妊娠・出産・子育て支援サービスの一覧

妊娠・出産時の手続きについて

事業名	事業の概要	申請の対象者	担当課	お問合せ先	関連ページ
いばらき子育て家庭優待制度 「いばらきKids Club」カードの申請	妊娠中の方や18歳未満のお子さんがいる家庭に「いばらきKids Club」カードを交付しています。カードを協賛店舗等で提示すると、料金割引や粗品進呈等の優待が受けられる制度です。	水戸市に住民登録がある18歳未満の子どもの保護者又は、妊娠中の方とその配偶者	こども政策課	こども政策係 (029-232-9176)	https://www.city.mito.lg.jp/site/kosodate/1707.html
妊娠の届出・母子健康手帳の交付申請	妊娠がわかったら妊娠の届出をしてください。妊娠の届出をした妊婦さんに母子健康手帳を交付します。	妊娠が確認された方	子育て支援課	母子保健係 (029-350-1216)	https://www.city.mito.lg.jp/site/kosodate/5548.html
一般不妊等治療費の助成申請	一般不妊治療における検査・治療費用の一部を助成します。	以下の要件をすべて満たす方 ・法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚関係であること。 ・夫婦のいずれか一方（不育症治療費助成の場合は妻）が検査・治療開始日から申請日まで継続して水戸市に住民票を有していること。 ・各治療期間における治療開始日の妻の年齢が43歳未満であること。			https://www.city.mito.lg.jp/site/shinsei/2173.html
不妊ステップアップ治療費の助成	体外受精・顕微授精にかかる治療費用の一部を助成します。				
妊産婦医療福祉費助成制度 (マル福制度)の申請	母子健康手帳の交付を受けた妊産婦が、病院などにかかったときの医療費の一部を助成します。	以下の要件をすべて満たす方 ・母子健康手帳の交付を受けている妊産婦であること ・健康保険に加入していること ・水戸市に住民票の登録があること ・妊産婦本人と配偶者（婚姻予定の方を含む 以下同様）、及び扶養義務者（同一世帯の父母や健康保険の代表者等）の所得が基準額未満であること（令和7年度中に改正予定あり）	国保年金課	医療給付係 (029-232-9166)	https://www.city.mito.lg.jp/site/kosodate/5145.html
産前産後期間中の国民健康保険税の免除申請	水戸市の国民健康保険に加入している方が出産した場合、国保税が免除されます。	水戸市の国民健康保険に加入している方で、妊娠または出産された方			https://www.city.mito.lg.jp/site/kokuhō/58395.html
産前産後期間中の国民年金保険税の免除申請	国民年金の第1号被保険者が出産した場合には、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除されます。	国民年金第1号被保険者で出産（予定）日が平成31年2月1日以降の方			https://www.city.mito.lg.jp/site/shinsei/3058.html

※サービスを利用される場合の要件、手続に必要となる提出書類等の詳細については一覧の関連ページをご確認いただくか、問合せ先までお問い合わせください。